

岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号、以下同じ）に規定する後見、保佐又は補助開始の審判請求（以下「申立」という。）に要する費用もしくは成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬について、負担することが困難である者に対し市が助成を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者のうち、別表1の要件を満たす者
- (2) 申立人 要支援者及び要支援者の申立を行った者
- (3) 申立費用 要支援者の申立に要する費用
- (4) 報酬費用 要支援者が後見人等の報酬を支払うための費用

(助成対象者)

- 第3条 市が申立費用を助成することができる対象者は、申立人とする。
- 2 市が報酬費用を助成することができる対象者は、要支援者のうち後見、保佐又は補助開始の審判を受けた成年被後見人、被保佐人及被補助人（以下「被後見人等」という。）とする。ただし、後見人等が被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合には、助成の対象としない。
- 3 前項の報酬費用の助成において、市長が認める場合は当該後見人等に助成金を支給することができる。

(対象となる費用)

第4条 この要綱において助成できる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申立人が負担した申立費用
 - (2) 被後見人等が負担すべき報酬費用
- 2 前項第1号に規定する申立費用は、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 切手購入費用
 - (2) 収入印紙購入費用
 - (3) 診断書作成費用

- (4) 鑑定費用
- (5) 戸籍、住民票取得費用

(助成の申請)

第5条 前条第1項第1号の費用の助成を受けようとする申立人は、成年後見制度利用助成申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次の各号の書類を添付して、後見開始、保佐開始、又は補助開始の審判の決定又は却下等の通知があった日の翌日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 審判書謄本又は却下等に係る通知等の写し
 - (2) 申立に係る家庭裁判所に提出した財産目録の写し及び収支状況が明らかになるもの
 - (3) 前条第2項各号の経費に係る領収書の写し
 - (4) 別表1における「2 収入等の要件」を満たすことを証するもの
- 2 前条第1項第2号の報酬費用の助成を受けようとする被後見人等は、申請書に次の各号の書類を添付して、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。
- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
 - (2) 登記事項証明書の写し
 - (3) 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書、財産目録及び収支報告書の写し
 - (4) 別表1における「2 収入等の要件」を満たすことを証するもの
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項第4号及び前項第4号に規定する添付書類については、市が保有する情報資産により確認ができる事柄であって、被後見人等本人又は権限を有する後見人等がその事柄について調査、照会、閲覧等を同意した場合は、これを省略できるものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ速やかに助成の可否を決定し、成年後見制度利用助成決定通知書（様式第2号）又は成年後見制度利用助成却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の支給額)

第7条 報酬費用助成金の支給額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定

した報酬額の範囲内とし、特別養護老人ホーム等の施設・病院にひと月を通じて入所・入院している者については、月額1万8千円を、その他の者については、月額2万8千円を上限とする。

- 2 裁判所の報酬付与の審判において、報酬の対象として定められている期間における要支援者の預貯金等資産状況から、報酬費用の一部負担が可能と市長が判断したときは、要支援者の預貯金等の額が50万円を下回らない範囲の額を助成金額から控除する。
- 3 要支援者が死亡した場合においては、前項の規定に関わらず、遺留財産を充てなお報酬額に不足するときに、第1項の規定を限度に助成する。
- 4 要支援者に複数人の後見人等が選任されている場合は、各々の報酬を合算し、第1項から第3項の規定を限度に助成する。

(助成金の返還)

- 第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。
- 2 市長は、被後見人等に相続財産や不動産の処分等で収入が生じたことが判明したとき、又は被後見人等の死亡時において相続財産があることが判明したときは、助成金を被後見人等又はその相続人に対して返還請求することができる。
 - 3 被後見人等の後見人等は、被後見人等に前項の返還状況となり得る資産状況等の変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定による報酬の助成は、この要綱の施行日以後に報酬付与の審判のあった報酬について適用し、施行日以前に報酬付与の審判のあった報酬については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係 要支援者の要件）

1 居住等の要件 ((1)又は(2)に該当)	(1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者 (住所地特例及び居住地特例を除く。)
	(2) 法令等により岡崎市が援護の実施者である者
	2 収入等の要件 ((1)～(3)いずれかに該当)
	(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する被保護者
	(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者
	(3) 以下の 1～5 すべてを満たす者 1 市区町村民税が非課税であること。 2 年間収入が 150 万円以下であること。 3 預貯金の額が 50 万円以下であること。 4 自己の居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと。 5 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。